

技能講習 受講資格 受講料

平成29年4月1日現在

★ 玉掛け技能講習 (新潟労働局長 登録教習機関第65号) 登録の有効期間の満了日:平成31年3月30日

受講区分	受講資格(満18歳以上)	日数	受講料(含む消費税、テキスト代)
A1	下記資格のない者	3日	22,500円
A2	クレーン・移動式クレーン免許所持者 床上操作式・小型移動式技能講習修了者 (いずれか一つの資格で可)	3日	20,500円
玉掛け技能講習・クレーン特別教育併合 受講資格(満18歳以上)			
B1	下記資格のない者	4日	34,000円
B2	移動式クレーン免許所持者 小型移動式技能講習修了者 (いずれか一つの資格で可)	4日	32,000円

★ 床上操作式クレーン運転技能講習 (新潟労働局長 登録教習機関第73号) 登録の有効期間の満了日:平成31年3月30日

受講区分	受講資格(満18歳以上)	日数	受講料(含む消費税、テキスト代)
C1	下記資格のない者	3日	42,000円
C2	移動式クレーン免許所持者 玉掛け・小型移動式技能講習修了者 (いずれか一つの資格で可)	3日	37,000円

★ 小型移動式クレーン運転技能講習 (新潟労働局長 登録教習機関第74号) 登録の有効期間の満了日:平成31年3月30日

受講区分	受講資格(満18歳以上)	日数	受講料(含む消費税、テキスト代)
D1	下記資格のない者	3日	43,000円
D2	クレーン免許所持者、玉掛け・床上操作式技能講習修了者(いずれか一つの資格で可)	3日	38,000円

★ 高所作業車運転技能講習 (新潟労働局長 登録教習機関第148号) 登録の有効期間の満了日:平成32年1月21日

受講区分	受講資格(満18歳以上)	日数	受講料(含む消費税、テキスト代)
F1	大型特殊・大型・中型・準中型・普通自動車免許所持者 車両系建設機械・フォークリフト・ショベルローダ・不整地運搬車技能講習修了者 (いずれか一つの資格で可)	2日	41,000円
F2	移動式クレーン免許所持者 小型移動式技能講習修了者 (いずれか一つの資格で可)	2日	39,000円

特別教育 受講資格 受講料

区分	講習種別	教育対象者(満18歳以上)	日数	受講料(円)	
				会員	一般
T1	クレーン特別教育	つり上げ荷重5トン未満のクレーン等(移動式を除く)の運転の業務に従事する者	2日	14,000	14,500
T2	高所作業車特別教育(不定期開催)	作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転の業務に従事する者	1.5日	14,000	14,500
T3	巻上機(ウインチ)特別教育	巻上機(歯車などを利用して回転させるドラムにワイヤロープなどを巻きつける物の上げ下げや運搬などを行う機械)の運転の業務に従事する者	1.5日	14,000	14,500
T4	ロープ高所作業特別教育	上部から吊下げられたロープにより体を保持しながら、ビルの外壁のクリーニングや法面の吹きつけ等の作業に従事する者	1日	13,500	14,000

安全衛生教育 受講料

区分	講習種別	教育対象者	日数	受講料(円)	
				会員	一般
K1	天井クレーン定期自主検査者	天井クレーン定期自主検査(年次、月例)の業務に従事する者	1日	13,000	13,500
K2	移動式クレーン定期自主検査者	移動式クレーン定期自主検査(年次、月例)の業務に従事する者	1日	12,000	12,500
K3	移動式クレーン運転士安全衛生教育	移動式クレーン運転の業務に従事して、おおむね5年以上経過した者	1日	11,000	11,500
K4	玉掛け業務従事者安全衛生教育	玉掛けの業務に従事して、おおむね5年以上経過した者	1日	9,300	9,800
K5	ワイヤロープ保守管理者安全衛生教育	クレーン・移動式クレーンの整備担当者、点検者、運転者、玉掛け作業員	0.5日	8,700	9,200
K6	クレーン運転士安全衛生教育	クレーン運転の業務に従事して、おおむね5年以上経過した者	1日	11,000	11,500